

## 第3期野洲市地域福祉計画の基本理念等について(事務局素案 たたき台)

旧計画とガイドラインの盛り込むべき事項、新たな事業等について

### 計画名

- ⑩ 第3期野洲市地域福祉計画 ⇒ ③ 案1:ふだんのくらしのしあわせ計画 -みんなで創ろう!安全・安心なまち-(やす)  
 案2:~みんなで育む安心のやす福祉プラン~ 案3:294(ふくし)プラン

### 基本理念(基本的な考え方)

追加? 誰もが/みんなが/すべての人が

- ⑩ 「人がともに支えあい 安心して暮らせるまち やす」 ⇒ ③ 「ともに生き ともに支えあう 安心して暮らせるまち やす」

地域福祉の推進のために、共生社会を実現させるための基本理念として、「ともに生き」を追加し、字句の表現を一部修正する。また、「安心」の意味は憲法25条の生存権の意味だけでなく、13条の幸福追求権を意識し、福祉はすべての人の福祉として解釈することに注視する。

### 追加

### 基本方針 (大事な2つのキーワード)

#### 「おたがいさま」と「少しのおせっかい」

「福祉」は他人事と思われがちであるが、自然災害や今回の新型コロナウイルス等のように生活のしづらさが、いつわが身に降りかかるともわからない。「情けは人のためならず」の考え方のように、「我が事」として取り組んでもらうためにも、「おたがいさま」という考え方をキーワードとする。そもそも「福祉」は特別なものではなく、すべての人の幸せということであることにも留意し、策定に取り組む。

また、生活困窮者等の多くは発信する力が弱く、情報を得ることが難しく(情報弱者)、周囲の地域住民が少しの違和感について気づいたとき、ちょっとした勇気をだして少しのおせっかいをすることで、届く支援、届けられる支援があることから「少しのおせっかい」をキーワードとする。

この少しのおせっかいについては、そのおせっかいができる関係性が構築できることこそが地域づくりにつながるものでもある。また、そのおせっかいの結果、相談者を発見してもしっかりと対応できる体制がなければ安心しておせっかいができないため、「安心しておせっかいができる体制づくり」を市を中心に構築する。

基本目標(3個⇒4個)と重点課題12個⇒重点的な取組9個

旧			新	
基本目標Ⅰ：地域で支え合い活動の推進 ～地域福祉活動への市民参加～			基本目標Ⅰ：ともにささえ合う地域づくり ～地域福祉活動への市民参加～	
重点課題①	安全で安心して暮らせる地域づくり	⇒	重点取組①	安全で安心して暮らせる地域づくり
重点課題②	ともに支え合う地域づくり	⇒	重点取組②	地域の中の生きがい(役割)づくり (相互に認め合う関係づくり)
重点課題③	健康で生きがいのある地域づくり	⇒		
重点課題④	ノーマライゼーション(共生)の地域づくり	⇒		
重点課題⑤	子どもたちが生き生きと活動できる地域づくり		⇒子ども・子育て支援事業計画へ	
基本目標Ⅱ：地域で安心したサービスの利用促進 ～地域生活を支える仕組みづくり～			基本目標Ⅱ：地域生活を支える仕組みづくり ～安心して相談できる体制～	
重点課題①	情報提供の充実	⇒	重点取組①	断らない相談支援体制づくり
重点課題②	相談体制の充実	⇒	重点取組②	必要な福祉サービスを届ける
重点課題③	利用者の権利擁護	⇒	重点取組③	市民の権利を守る
基本目標Ⅲ：地域と連携した福祉活動の推進 ～地域福祉を育てる支援活動～			基本目標Ⅲ：地域と連携した福祉活動の推進 ～地域福祉を育てる支援活動～	
重点課題①	保健・医療・福祉の連携	⇒	重点取組①	保健・医療・福祉等との連携
重点課題②	市民・自治会・事業者・行政の連携・協働	⇒	重点取組②	市民・自治会・事業者・行政等の連携・協働
重点課題③	社会福祉協議会との連携・協働	⇒		
重点課題④	各計画の連携・推進		基本目標Ⅳ：計画の実践的な運用	
		⇒	重点取組①	各分野別計画との連携・推進
		⇒	重点取組②	本計画の評価・点検

【第2期野洲市地域福祉計画施策体系】

基本目標及び重点課題・施策の内容	<b>基本理念</b>	
	人がともに支え合い 安心して暮らせるまち やす	
	<b>基本目標Ⅰ 地域で支え合い活動の推進</b>	
	～地域福祉活動への市民参加～	
	<b>重点課題① 安全で安心して暮らせる地域づくり</b>	
	○地域ぐるみの防犯活動の推進	○災害時の要援護者支援
	○日常の防災対策の充実	
	<b>重点課題② とともに支え合う地域づくり</b>	
	○「あいさつ運動」の推進	○世代間交流などの推進
	○ひとり暮らしの高齢者などのサービス提供体制の強化	
	<b>重点課題③ 健康で生きがいのある地域づくり</b>	
	○地域における健康づくりの支援	
	○高齢者の自立支援に向けた環境づくり	○ボランティア団体の拡大
	○生涯学習の情報提供・啓発活動の推進	
	○高齢者・障がい者・生活困窮者の就労支援	
	<b>重点課題④ ノーマライゼーション（共生）の地域づくり</b>	
	○公共施設などにおけるバリアフリーの推進	
	○安心して暮らせる住居の整備	○心のバリアフリーの推進
	○人権学習・啓発活動の推進	○男女共同参画の地域づくり
<b>重点課題⑤ 子どもたちが生き生きと活動できる地域づくり</b>		
○子育て支援センターの充実		
○ファミリーサポートセンター事業の推進		
○幼保一元化事業の推進	○安全・安心ネットワークの推進	
○学童保育の充実	○学校応援団の推進	
<b>基本目標Ⅱ 地域で安心したサービスの利用促進</b>		
～地域生活を支える仕組みづくり～		
<b>重点課題① 情報提供の充実</b>		
○総合情報コーナーの設置		
<b>重点課題② 相談体制の充実</b>		
○総合相談窓口の設置	○相談窓口のネットワーク化	
○関係職員の能力向上		
<b>重点課題③ 利用者の権利擁護</b>		
○地域福祉権利擁護事業・成年後見制度の利用促進		
○虐待防止ネットワークの強化		
<b>基本目標Ⅲ 地域と連携した福祉活動の推進</b>		
～地域福祉を育てる支援活動～		
<b>重点課題① 保健・医療・福祉の連携</b>		
○保健・医療・福祉ネットワークの強化		
<b>重点課題② 市民・自治会・事業者・行政の連携・協働</b>		
○市民・自治会・事業者・行政のネットワークづくり		
○交流の拠点づくり		
<b>重点課題③ 社会福祉協議会との連携・協働</b>		
○社会福祉協議会との連携強化		
○社会福祉協議会の組織体制の強化		
<b>重点課題④ 各計画の連携・推進</b>		
○各計画との連携・推進	○計画の評価・点検	

※施策体系の概要：

- ・旧計画の内容を基本的に準用。
- ・ただし、基本目標1重点課題⑤については子ども子育て支援事業計画で対応できると判断するため、引き継がない。
- ・その他いったん転記はするものの、すべての施策において、引き継ぐわけではない。（担当課等の判断含む）
- ・ガイドラインで示された5つの内容の各項目について羅列。
- ・新たな事業、生活困窮者等への支援についても記載。

※凡例：盛り込むべき内容の根拠参照

- 1①…旧計画から引き継ぐ（基本目標1 重点課題①から）
- ☆①ア…新計画から追加（ガイドライン①のアから）
- ☆新①…新計画から追加（新たな事業①から）
- ◎ …新計画から追加（生活困窮者等への支援について）
- ▽ …新計画から追加（担当が追加が必要と判断した内容）

【第3期野洲市地域福祉計画施策体系】（案）

基本目標及び重点的な取組の内容	<b>基本理念</b>	
	「(追加?)ともに生き ともに支えあう 安心して暮らせるまち やす」	
	<b>キーワード（基本方針）</b>	
	「おたがいさま」と「少しのおせっかい」	
	<b>基本目標Ⅰ とともに支えあう地域づくり</b>	
	～地域福祉活動への市民参加～	
	<b>重点的な取組① 安全で安心して暮らせる地域づくり</b>	
	○1① 地域ぐるみの防犯活動の推進	○1① 災害時の要援護者支援
	○1① 日常の防災対策の充実	○1② 「あいさつ運動」の推進
	○1④ 公共施設などにおけるバリアフリーの推進	
	○1④ 安心して暮らせる住居の整備	○1④ 心のバリアフリーの推進
	☆②オ 避難行動要支援者の取組み	◎ 見守りネットワーク
	<b>重点的な取組② 地域の中の生きがい（役割）づくり</b>	
	（相互に認め合う関係づくり）	
	○1② 世代間交流などの推進	○1③ 地域における健康づくりの支援
	○1③ 高齢者の自立支援に向けた環境づくり	
	○1③ ボランティア団体の拡大	○1③ 生涯学習の情報提供・啓発活動の推進
	○1③ 高齢者・障がい者・生活困窮者の就労支援	
	○1④ 人権学習・啓発活動の推進	○1④ 男女共同参画の地域づくり
	☆④ア 地域住民、ボランティア団体等の社会福祉活動への支援	
☆④イ 住民等による問題意識、主体的参加の促進	☆④ウ 人材養成	
☆⑤ア 住民が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備		
<b>基本目標Ⅱ 地域生活を支える仕組みづくり</b>		
～安心して相談できる体制～		
<b>重点的な取組① 断らない相談体制づくり</b>		
○2① 総合情報コーナーの設置	○2② 総合相談窓口の設置	
○2② 相談窓口のネットワーク化	○2② 関係職員の能力向上	
☆①ウ 制度の狭間	☆①エ 生活困窮のような各分野横断的	
☆①キ 就労に困難を抱える者	☆①タ 全庁的な体制整備	
☆⑤イ 地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備		
☆⑤ウ 多機関の協働による市町村における包括的な相談支援体制の構築		
☆新① 断らない相談	☆新② 参加支援	
☆新③ 地域づくりに向けた支援		
◎ やすワーク	◎ 市民相談総合支援推進会議	
◎ 債権管理条例		
◎ 弁護士等専門家相談		
▽ 安心しておせっかいができる体制づくり	▽ 生活保護制度	
<b>重点的な取組② 必要な福祉サービスを届ける</b>		
○1② ひとり暮らしの高齢者などのサービス提供体制の強化		
☆①オ 共生型サービス等の分野横断的な福祉サービスの展開		
☆②ア 福祉サービスの相談支援体制の整備		
☆②イ 支援を必要とする者が使える仕組み	☆②ウ サービスの評価等	
▽ ケアマネ、相談支援専門員等の整備	▽ 福祉サービスの情報提供	
<b>重点的な取組③ 市民の権利を守る</b>		
○2③ 地域福祉権利擁護事業・成年後見制度の利用促進		
○2③ 虐待防止ネットワークの強化		
☆①ケ 市民後見人等権利擁護の在り方	☆①コ 虐待対応	
☆②エ 利用者の権利擁護		
<b>基本目標Ⅲ 地域と連携した福祉活動の推進</b>		
～地域福祉を育てる支援活動～		
<b>重点的な取組① 保健・医療・福祉等との連携</b>		
○3① 保健・医療・福祉ネットワークの強化		
☆①ア 福祉以外の分野との連携（消費生活相談、弁護士等との連携）		
☆①カ 居住に課題を抱える者	☆①ク 自殺対策	
☆①サ 犯罪者の社会復帰（再犯防止）	▽ 子供の貧困対策、子ども・若者	
<b>重点的な取組② 市民・自治会・事業者・行政等の連携・協働</b>		
○3② 市民・自治会・事業者・行政のネットワークづくり		
○3② 交流の拠点づくり	○3③ 社会福祉協議会との連携強化	
○3③ 社会福祉協議会の組織体制の強化		
☆①シ 地域住民が集う拠点の整備		
☆①ス 地域づくりを進めるための圏域とその他の整理		
☆①セ 共同募金等	☆①ソ 補助事業等	
☆③ 社会福祉を目的とした事業の健全な発達に関する事項		
<b>基本目標Ⅳ 計画の実践的な運用</b>		
<b>重点的な取組① 各分野別計画との連携・推進</b>		
○3④ 各計画との連携・推進		
▽ 地域の広さの統一	▽ 上位計画としての全体のスリム化	
<b>重点的な取組② 本計画の評価・点検</b>		
○3④ 計画の評価・点検		
▽ 議決計画に		

## 【盛り込むべき内容の根拠】

(1) ガイドラインから (H29.12.12 地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について P.29~42)

(☆①ア等)

### ①地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項(新規)

ア 様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保等を目的とした、福祉以外の様々な分野(まちおこし、商工、農林水産、土木、防犯・防災、社会教育、環境、交通、都市計画等)との連携に関する事項

- ・ 地域の活性化に寄与しながら地域生活課題の解決にも同時に資する取組等

~~イ 高齢、障害、子ども・子育て等の各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項~~  
~~— 地域の課題や資源の状況等に応じて、重点的に予算や人材等を配分していく分野や施策~~  
⇒市の考え方になじまないため盛り込まない

ウ 制度の狭間の課題への対応の在り方

- ・ 既存の制度に明確に位置付けられていないが、何らかの支援が必要である、いわゆる「制度の狭間の課題」への対応の在り方(ひきこもり、サービス利用拒否等の制度の狭間の課題を有する者を発見する機能の充実、ソーシャルワーク体制の整備、近隣の地域住民や訪問機会のある事業者等の活動の充実・支援、支援関係機関間の連携体制の整備等)

エ 生活困窮者のような各分野横断的に関係する者に対応できる体制

- ・ 生活困窮者、社会的孤立状態にある者又は表出されていない課題も含めて複合化した課題を有する者に対する相談支援体制の在り方や、生活困窮者自立支援制度を実施していない町村における生活困窮者自立支援方策(生活困窮者の早期把握と生活困窮者を受け止める一次窓口としての機能、町村としての独自施策との連携支援、就労訓練、就労の場の開拓や創出等、地域づくりに関する取組等)

オ 共生型サービス等の分野横断的な福祉サービス等の展開

- ・ 利用者の支援や生活の質の向上に資するために、(ア)「地域の実情に合った総合的な福祉サービスの提供に向けたガイドライン」(2016年(平成28年)3月)等を参考にしながら高齢、障害、子ども・子育て等の福祉サービスを総合的に提供したり、多機能型のサービスを提供することや、(イ)地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成29年法律第52号)による、高齢者と障害児者が同一の事業所でサービスを利用しやすくなる共生型サービスの整備、さらには、(ウ)農園において障害者や認知症の高齢者等が活躍したり、福祉サービスを組み合わせ、就労継続支援事業等を活用し多くの地域住民が利用するレストランを開く等、世代を超えたつながりと役割を生み出し得る共生の場の整備等

カ 居住に課題を抱える者への横断的な支援の在り方

- ・ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成 19 年法律第 112 号）（以下「住宅セーフティネット法」という。）の一部改正を踏まえ、生活困窮者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭等のうち、生活や住宅に配慮を要する者の住まいの確保や生活の安定、自立の促進に係る取組の在り方に関し、地域福祉として一体的に展開することが望ましい事項

キ 就労に困難を抱える者への横断的な支援の在り方

- ・ 生活困窮者、高齢者、障害者、ひとり親家庭等のうち、就労に困難を抱える者について、段階に応じた適切な支援の在り方

ク 自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方

- ・ 自殺対策と各福祉分野（高齢、障害、子ども・子育て、生活困窮者支援等）に共通して求められる、状態が深刻化する前の早期発見のための地域づくりや、誰もが立ち寄れる居場所づくり、複合的課題に対応するためのネットワークづくり等の取組に関し、地域福祉として自殺対策と一体的に実施することが望ましい事項（自殺対策基本法（平成 18 年法律第 85 号）に規定される市町村自殺対策計画との調和に配慮しながら、各福祉分野の施策を展開することにより、自殺対策の効果的・効率的な推進が期待できる）

ケ 市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理、身元保証人等、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方

- ・ 認知症、知的障害、精神障害等により判断能力が不十分な者への権利擁護支援のための地域連携ネットワークの構築やその中核となる機関の在り方、権利擁護支援の担い手としての市民後見人等の育成や親族後見人も含めた活動支援の在り方、日常生活自立支援事業の対象とはならないものの判断能力に不安があり金銭管理が必要な者や、身元保証人が存在していないために生活等に困難を抱えている者への支援の在り方（成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 29 号）（以下「成年後見制度利用促進法」という。）に規定される市町村計画と一体的なものとするとも考えられる）

コ 高齢者、障害者、児童に対する虐待への統一的な対応や、家庭内で虐待を行った養護者又は保護者が抱えている課題にも着目した支援の在り方

- ・ 高齢者、障害者、児童に対する虐待への統一的な対応の在り方、さらには家庭内で虐待を行った者を加害者としてのみ捉えるのではなく養護者又は保護者として支援することや、起こり得る虐待への予防策の在り方

サ 保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援の在り方

- ・ 再犯の防止等の推進に関する法律（平成 28 年法律第 104 号）（以下「再犯防止推進法」という。）の成立を踏まえ、高齢者又は障害者等をはじめ、保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等に対し、必要な保健医療・福祉サービス、住まい、就労、その他生活困窮への支援等を適切に提供し、かつ、これら地域での生活を可能とするための施策を総合的に推進するための方策及び体制に関し、地域福祉として一体的に展開することが望ましい事項

シ 地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用

- ・ 課題を抱えた者だけでなく、誰もがいつでも気軽に立ち寄ることができる居場所や、地域住民や専門職の話し合いを通じて新たな活動が生まれることが期待できる地域の拠点の整備（既存施設等の活用も含む）

ス 地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決に取り組むことができる地域づくりを進めるための圏域と、各福祉分野の圏域や福祉以外の分野の圏域との関係の整理

- ・ 高齢者、障害者、子ども・子育て等の各種計画で定める圏域や福祉以外の分野で定める圏域、地域住民等が主体的に地域生活課題の解決に取り組むことが可能となる圏域等についての関係の整理

セ 地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心の喚起も視野に入れた寄附や共同募金等の取組の推進

- ・ 地域住民等が主体的に地域の課題を解決していく際には、その財源についても考える必要があるため、公的財源のみならず、共同募金によるテーマ型募金や市町村共同募金委員会の活用・推進、クラウドファンディングやSIB（ソーシャル・インパクト・ボンド）、ふるさと納税、社会福祉法人による地域における公益的な取組や企業の社会貢献活動との協働等の取組

ソ 地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業等を有効に活用した連携体制

- ・ 事業の効果、効率性や対象者の生活の質を高めることを目的とした、地域づくりに資する複数の事業の一体的実施、具体的な財源の在り方や連携体制

タ 全庁的な体制整備

- ・ 地域生活課題を抱える者を包括的に支援していくための、福祉、保健、医療も含めた庁内の部局横断的な連携体制の整備

**②地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項**

ア 福祉サービスを必要とする地域住民に対する相談支援体制の整備

- ・ 福祉サービスの利用に関する情報提供、相談体制の確保、支援関係機関間の連携

イ 支援を必要とする者が必要なサービスを利用することができるための仕組みの確立

- ・ 社会福祉従事者の専門性の向上、ケアマネジメント、ソーシャルワーク体制の整備

ウ サービスの評価やサービス内容の開示等による利用者の適切なサービス選択の確保

エ 利用者の権利擁護

- ・ 成年後見制度、日常生活自立支援事業、苦情解決制度など適切なサービス利用を支援する仕組み等の整備

オ 避難行動要支援者の把握及び日常的な見守り・支援の推進方策

### ③地域における社会福祉を目的とした事業の健全な発達に関する事項

- 複雑多様化した地域生活課題を解決するため、社会福祉を目的とする多様なサービスの振興・参入促進及びこれらと公的サービスの連携による公私協働の実現
  - ・ 民間の新規事業の開発やコーディネート機能への支援
  - ・ 社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の推進

### ④地域福祉に関する活動への住民の参加に関する事項

ア 地域住民、ボランティア団体、NPO等の社会福祉活動への支援

イ 住民等による問題関心の共有化への動機付けと意識の向上、地域福祉推進への主体的参加の促進

ウ 地域福祉を推進する人材の養成

### ⑤包括的な支援体制の整備に関する事項(法第 106 条の3第1項各号に掲げる事業を実施する場合)

「第二 市町村における包括的な支援体制の整備について」を参考にする。

ア 「住民に身近な圏域」において、住民が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備(法第 106 条の3第1項第1号関係) **(1 の(1)の④と一体的に策定して差し支えない。)**

(ア) 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援

(イ) 地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備

(ウ) 地域住民等に対する研修の実施

イ 「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備(法第 106 条の3第1項第2号関係)

(ア) 地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備

(イ) 地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知

(ウ) 地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握

(エ) 地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築

ウ 多機関の協働による市町村における包括的な相談支援体制の構築(法第 106 条の3第1項第3号関係)

(ア) 支援関係機関によるチーム支援

(イ) 協働の中核を担う機能

(ウ) 支援に関する協議及び検討の場

(エ) 支援を必要とする者の早期把握

(オ) 地域住民等との連携

### ⑥ その他

- 市町村社会福祉協議会の基盤の整備強化等

## (2) 市町村の包括的支援体制の構築 から【新たな事業の内容(①~③を一体的に実施)】

(☆新①等)

### 新①断らない相談支援(包括的な相談支援の体制)

介護(地域支援事業)、障害(地域生活支援事業)、子ども(利用者支援事業)、困窮(生活困窮者自立相談支援事業)の相談支援に係る事業を一体として実施し、本人・世帯の属性にかかわらず受け止める、断らない相談支援の実施

属性を超えた支援を可能とするため、各制度(高齢、障害、子ども、困窮)の相談支援事業を一体的に行う事業とするとともに、(ア)世帯をとりまく支援関係者間を調整する機能(多機関協働の中核)、(イ)継続的につながり続ける支援を中心的に担う機能(専門職の伴走支援)をそれぞれ強化。

### 新②参加支援(社会とのつながりや参加の支援)

「断らない相談支援」と一体的に行う、就労支援、居住支援、居場所機能の提供など、多様な社会参加に向けた支援の実施

属性毎に準備された既存制度の様々な支援メニューを活用するとともに、既存制度に適した支援メニューがない場合、本人のニーズを踏まえ、既存の地域資源の働きかけ、活用方法を広げるなど、本人と地域資源の間を取り持つ総合的な支援機能を確保し、本人・世帯の状態に寄り添って、社会とのつながりを回復する支援を実施。

### 新③地域づくりに向けた支援

各制度(高齢、障害、子ども、困窮)の関連事業を一体的に行う事業とし、以下の機能を確保。

地域において多様なつながりが育つことを支援するために、

- ①住民同士が出会い参加することのできる場や居場所の確保に向けた支援
- ②ケアし支え合う関係性を広げ、交流・参加・学びの機会を生み出すコーディネート機能を合わせた事業を実施

## (3) 生活困窮者等への支援について(くらし支えあい条例に基づく事業から) (◎)

第 23 条以下 生活困窮者等への支援(やすワーク、弁護士等専門家相談、債権管理条例等)

第 26 条 市民生活総合支援推進委員会

第 27 条 見守りネットワーク

## (4) 担当判断による追加項目 (▽)

- ・安心しておせっかいができる体制づくり
- ・生活保護制度
- ・ケアマネ、相談支援専門員等の整備
- ・福祉サービスの情報提供
- ・犯罪者の社会復帰(再犯防止)(再掲☆①サ)
- ・子供の貧困対策、子ども・若者
- ・地域の広さの統一
- ・上位計画としての全体のスリム化(議決計画に等)

第1次野洲市総合計画一改訂版一

子育て・教育・人権

健康・福祉・安全

産業・観光

野洲市教育振興  
基本計画 第2期

野洲市生涯学習振興計画 第2期

野洲市スポーツ推進計画

第2次野洲市子どもの読書活動推進計画

野洲市小中学校施設保全計画

元気な学校づくりマスタープラン

第3次野洲市人権施策基本計画

第3次野洲市男女共同参画行動計画

野洲市食育推進計画(第3次)

野洲市幼保一元化方針および幼稚園・保育所施設整備計画

野洲市  
第2期  
地域福祉計画

野洲市子ども・子育て支援事業計画

野洲市障がい者基本計画

第7期野洲市高齢者福祉計画・介護保険事業計画

いのち支える野洲市自殺対策計画

野洲市ほほえみやす21健康プラン(第2次)

野洲市立病院整備基本計画

第2期野洲市国民健康保険保健事業実施計画  
第3期野洲市特定健康診査等実施計画

野洲市国民保護計画

野洲市  
地域  
防災  
計画

野洲市業務継続計画

野洲市水防計画

野洲市新型インフルエンザ等対策行動計画

野洲市交通安全計画(第10次)

野洲市  
第2次  
農業振興  
計画

野洲農業振興地域整備計画

野洲市農業再生協議会水田フル活用ビジョン

農業経営基盤の強化促進に関する基本的な構想

野洲市森林整備計画

第3次野洲市就労支援計画

第5期野洲市障がい福祉計画  
第1期野洲市障がい児福祉計画

観産  
光業

野洲市観光振興指針

野洲市商工業振興指針

本環第  
計境2  
画基次

野洲市地域省エネルギービジョン

野洲市一般廃棄物処理基本計画

環境

第3次野洲市地球温暖化対策実行計画

野洲市生活排水対策推進計画

水道水質検査計画

緑の基本計画

雨水対策計画

野洲市景観計画

野洲駅前中心市街地整備計画

野洲市耐震改修促進計画

第2次野洲市住生活基本計画

野洲市空家等対策計画

都市計画・  
都市基盤

用国  
計土  
画利

野洲市都市計画マスタープラン—改訂版—

野洲市立地適正化計画(改訂版)

野洲市まちづくりビジョン

野洲市まち・ひと・仕事創生総合戦略

野洲市市民活動促進計画

野洲市人口ビジョン

野洲市経営改善方針

野洲市定員管理計画

野洲市特定事業主行動計画

野洲市公共施設等総合管理計画

個別施設計画

市民活動・  
行政運営

野洲市総合行政システム全体最適化計画 第二次

第1次野洲市総合計画—改訂版—